

岐阜県日本語教育人材バンク実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県（以下「県」という。）が地域における日本語教育の提供体制の充実を目的として、必要な人材を登録し紹介するために設置する「岐阜県日本語教育人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 事業内容は次に掲げるものとする。

日本語教育人材を登録し、市町村や地域の日本語教室等へ人材の紹介行う。

(人材バンク登録資格)

第3条 人材バンクに登録できる者は、登録の種類に応じた以下の要件全てを満たすこととする。

(1) 地域日本語教育コーディネーター

a又はbのいずれかの要件を満たし、県が実施する日本語教育人材育成研修の受講者であること。

a. 日本語教師※としての資格を満たし、日本語指導経験があること。

※出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニに該当する者。

b. 地域日本語教室にて5年以上教室運営又はコーディネート業務の経験があること。

(2) 日本語指導者

a又はbのいずれかの要件を満たし、県が実施する日本語教育人材育成研修の受講者であること。

a. 日本語教師※としての資格を満たし、日本語指導経験があること

※出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第1条第1項第13号イ～ニに該当する者。

b. 日本語指導経験があること

(活動内容)

第4条 人材バンク登録者の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域日本語教育コーディネーター

新規日本語教室の立ち上げ支援や運営、地域日本語教室が抱える課題に対し、解決に向けた提案を行う。

(2) 日本語指導者

日本語学習者に専門性をもって日本語を指導する。

(登録方法)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、「岐阜県日本語教育人材バンク登録申込書（様式1）」に必要事項を記入し、電子メール又は郵送により県に提出するものとする。

2 県は、前項に規定する申込書を受理した時は、その内容を審査し、申請内容が適当と認められる場合は、概ね2週間以内に、「岐阜県日本語教育人材バンク登録者名簿（様式2）」に登録した上で、登録を受けた者（以下、「登録者」という。）に「岐阜県日本語教育人材バンク登録結果通知書（様式3）」を送付し、その情報の一部をホームページで公開するものとする。

3 登録者は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があった場合は、「岐阜県日本語教育人材バンク登録申込書（様式1）」に変更箇所を記載し、速やかに県に連絡するものとする。

4 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

(登録期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、県及び登録者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者と連絡が取れない等、その所在が不明となったとき
- (3) 登録者が第3条各号に掲げる要件を失ったとき
- (4) 登録者本人が死亡したとき
- (5) その他登録者としてふさわしくない行為があったとき

(登録者の紹介を依頼できる機関等)

第8条 県に登録者の紹介を依頼できる者は、次に掲げる機関等とする。

- (1) 県内の地方公共団体、教育機関等
- (2) 県内に所在する地域の日本語教室
- (3) 県内に所在する団体、企業等

(紹介の依頼)

第9条 県に登録者の紹介を依頼する機関等（以下、「依頼機関」という。）は、原則として紹介を希望する日の3週間前までに、「岐阜県日本語教育人材バンク登録人材紹介依頼書（様式4）」に必要事項を記入し、関係書類とともに電子メール又は郵送で提出するものとする。

2 県は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めたときは、依頼機関に「岐阜県日本語教育人材バンク登録人材紹介書（様式5）」により、登録者の氏名及び電話番号等を提供するとともに、登録者に「岐阜県日本語教育人材バンク紹介通知書（様式6）」を送付する。

3 県は、第1項の依頼の内容を不適当と認めたときは、速やかにその旨を依頼機関に連絡するものとする。

（依頼不可要件）

第10条 依頼機関は、次に掲げる活動を依頼することはできない。

- （1）政治・宗教活動
- （2）公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、善良な風俗を害するおそれのある活動
- （3）その他不適切と認められる活動

（依頼機関の責務等）

第11条 依頼機関は、登録者に対し活動内容、報酬費、交通費の支給等の依頼条件について、事前説明を行うとともに、速やかに通知しなければならない。

2 依頼機関は、登録者決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに登録者及び県に連絡しなければならない。

3 依頼機関は、活動終了後、「岐阜県日本語教育人材バンク実施報告書（様式7）」に必要事項を記入し、活動の終了の日から1ヶ月以内に県に提出しなければならない。

4 依頼機関は、登録者の個人情報を適正に管理しなければならない。

5 県は、登録者の紹介実績について「岐阜県日本語教育人材バンク活用実績管理簿（様式8）」を作成し管理するものとする。

（免責等）

第12条 登録者及び依頼機関は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 登録者及び依頼機関は、事業の実施にあたり、両者間で取り決めた条件の不履行等により双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決にあたるものとする。

3 県は事業実施に関する一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 県は、人材バンクに寄せられた個人に関する情報は、岐阜県個人情報保護条例第2条に規定する「個人情報」として、同条例に基づき適正に管理するとともに、目的外の利用は行わないものとする。

(秘密の保持)

第14条 登録者及び依頼機関は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(事務局)

第15条 人材バンクを実施する県の事務局は、県外国人活躍・共生社会推進課とする。

(職業紹介事務担当者)

第16条 県外国人活躍・共生社会推進課長は、課の職員のうちから人材バンクの職業紹介事務担当者を選任するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。